

取引業者各位

公益財団法人元興寺文化財研究所
本部・管理グループ

公的研究費等（科研費等）による取引について

本研究所は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日付文部科学省）を踏まえ、公的研究費等（科研費等）による取引の中で、不正使用が発生しない、させないよう以下のことに取り組んでおります。また、不正使用が発覚した場合には、厳格に対応いたしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 取り組み

①「公的研究費の取引にあたっての誓約書」の提出

本研究所と取引を行うにあたっては、別紙「公的研究費の取引にあたっての誓約書」をご提出いただく場合があります。また、本研究所の内部監査におきましては、取引帳簿の開示や調査協力等を依頼させていただく場合もありますので、ご了承のほどかさねてお願い申し上げます。

②全品検収の実施について

本研究所は金額の有無にかかわらず、原則として全品検収を実施しております。物品、役務（翻訳、プログラム開発等）は、研究者に直接納品するのではなく、必ず以下の事務担当者に納品するか、事務担当者の立ち会いのもと納品いただきますようよろしくお願いいたします。

③伝票の宛名・日付・印について

「見積書」、「納品書」、「請求書」の提出を求めています。それぞれの書類には記載漏れの無いことを確認し、押印したものを提出ください。また、他の研究費と区別しやすくするために、極力、宛名は「公益財団法人元興寺文化財研究所 科研費 研究者名」としてください。

④通報窓口について

研究者等により不正な行為の依頼等があった場合は、以下の窓口に通報ください。

630-8392 奈良県奈良市中院町1 1 番地
公益財団法人元興寺文化財研究所
本部・管理グループ
0742-23-1376
0742-27-1179

2. 不正取引が発覚した場合について

本研究所との取引のなかで、不正等が発覚した場合には本研究所の規則に則り取引の停止等、厳正に対処いたします。